

平成 2 3 年度水質検査計画



(備前市坂根浄水場)

備前市水道事業

1.水質検査計画について

水質検査計画は市民の皆様が、安全な水を安心して使用し、また飲んでいただけるよう水道水が備えなければならない要件として水質基準（水質基準に関する厚生労働省令第 101 号）が定められており、（平成 23 年 4 月 1 日より水質基準に関する省令の一部改正により基準項目のトリクロロエチレンに係る水質基準について、トリクロロエチレンの量に関して、現行の 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更された。）定期的に水質検査を行っています。

備前市水道事業では、水質検査の適正化を図るとともにその透明性を確保するため【平成 23 年度水質検査計画】を策定しました。

水質検査計画及び水質検査結果についてはホームページ等で公表し、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させます。

2.浄水処理の概要と水質管理上の留意点

備前市水道事業の水道水源は吉井川の地下水及び伏流水、金剛川の地下水、八塔寺川の地下水及び伏流水を取水し、4ヶ所の浄水場で浄水処理をおこない、皆様の家庭に送っています。

坂根浄水場及び高田浄水場では、地下水及び伏流水が清澄な水質を保っているため塩素処理（次亜塩素）だけを行っています。また、吉永浄水場では、曝気処理及び塩素処理（次亜塩素）を行っています。また、21 年度よりクリプト対策として新たに UV 処理を加え、より安全な上水の供給を行なっています。

三国東部浄水場では、表流水を水源としており、膜ろ過処理及び塩素処理（次亜塩素）を行っています。

浄水施設概要（上水道）

浄水場名	坂根浄水場	吉永浄水場
所在地名	備前市坂根 331-1	備前市吉永町吉永中 626-1
原水の種類	地下水及び伏流水	地下水
施設能力（m ³ /日）	41,040	2,210
浄水処理方法	塩素処理	曝気処理及び塩素処理 及び UV 処理
水質管理上の留意点	濁度管理	濁度管理

浄水施設概要（簡易水道）

浄水場名	高田浄水場	三国東部浄水場
所在地名	備前市吉永町高田 716-1	備前市吉永町加賀美 412-1
原水の種類	地下水	表流水
施設能力（m ³ /日）	63	42
浄水処理方法	塩素処理	膜ろ過処理及び塩素処理
水質管理上の留意点	指標菌	設備機器管理

3.水質検査体制

(1) 定期検査

(ア) 検査地点（別紙1「検査地点概要図」）

浄水の定期検査は給水栓で行うことが定められており、送水6系統の配水池別に配水管末の給水栓8地点で行っています。また、原水は各浄水場の取水井戸の7地点及び表流水の1地点で、水源の状況を把握するため水質検査を行っています。

また、水道法に定められている1日1回行わなければならない色・濁り及び残留塩素の検査（毎日検査）は、9地点の給水栓で行うほか、市内の4ヶ所で水質自動監視測定装置により常時監視を行っています。

(イ) 水質検査項目及び検査回数

原水の状況や水質基準項目の過去3年間の水質検査結果（別紙2）「平成20年度～平成22年度」から判断しながら、平成23年度の水質検査項目及び検査回数を決めています。（別紙3）

検査の回数は、各項目を原則として「おおむね1ヵ月に1回以上」「おおむね3ヵ月に1回以上」を測定するように定められています。なお、一定の条件を満たしていれば検査回数を緩和できることになっています。

また、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目についても同様な考え方で対応します。（別紙4）

(ウ) 水質検査方法

水質検査方法は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法」により検査を行い、備前市水道事業では厚生労働大臣の登録を受けた者に委託しています。

(2) 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、また、突発的

な水質汚染等は直ちに水源、浄水場及び給水栓などから採水して臨時の水質検査を委託機関に依頼し、原水、浄水について安全が確認できるまで臨時の水質検査を行い水質の異常の内容とその範囲を把握する等、問題の解決に向けて対処します。

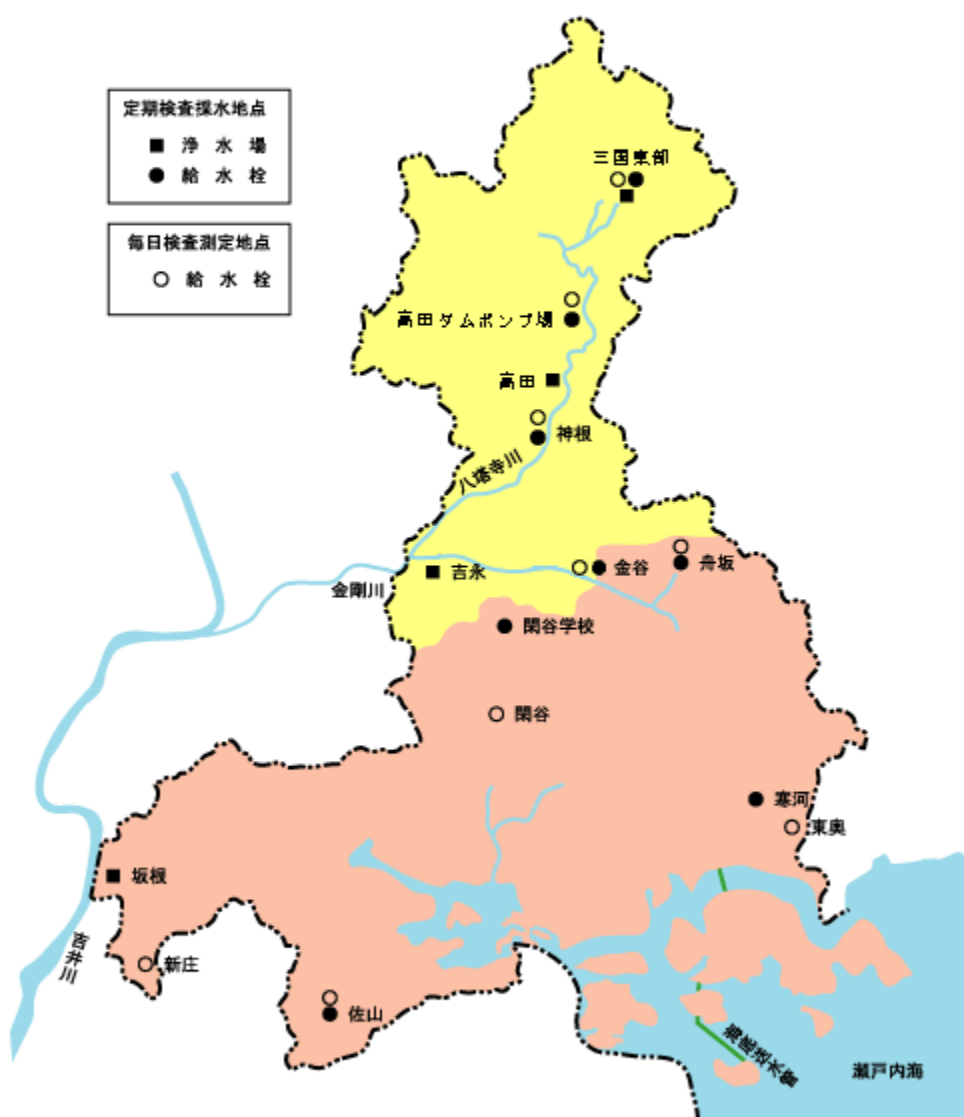
4.水質検査の精度と信頼性保証

水質検査は、微生物から化学的物質まで多種多様にわたっており、微量なレベルまで測定しなければなりません。水質検査の測定値の信頼性を確保するため、年1回水質検査の委託先機関に精度管理の報告を求めて確認しています。

5.関係者との連携

岡山県生活衛生課水道班及び備前保健所との関係を密にして、河川水質事故等の情報を収集していきます。また、岡山県三川水質汚濁防止連絡協議会（事務局 国土交通省岡山河川事務所）、日本水道協会岡山県支部（事務局 岡山市水道局）等を通じて河川流域の水質情報を収集し、流域自治体との連携を深め、水質の状況の把握を行います。

検査地点概要図



別紙 2. 水質検査結果 (平成20年度～平成22年度)

坂根浄水場

番号	検査項目	基準値	最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/ml 以下	3	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.0003未満	0.001未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1.00	0.60	0.80
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	0.14	0.08未満	0.10
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	0.03	0.02未満	0.02未満
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1, 4-ジオキササン	0.05 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	塩素酸	0.6 mg/l 以下	0.15	0.06未満	0.06未満
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.002	0.001未満	0.001未満
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.004	0.001未満	0.002
25	臭素酸	0.6 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.010	0.001未満	0.004
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.02未満
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.003	0.001未満	0.001
29	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	0.001	0.001未満	0.001未満
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	0.09	0.03未満	0.03未満
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	9.9	7.9	9.0
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	0.003	0.001未満	0.001未満
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	11.1	5.5	8.0
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	46	30	37
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	96	73	84
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l 以下	0.6	0.1	0.2
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	7.4	6.7	7.0
47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5 度 以下	1.2	0.5未満	0.5未満
50	濁度	2 度 以下	0.1	0.1未満	0.1未満

別紙 3. 水質検査項目及び検査回数

坂根浄水場

番号	検査項目	基準値	測定頻度(回/年)			設定理由	
			給水栓	浄水	原水		
1	一般細菌	100個/ml 以下	12	12	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	4	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注8)	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	1		
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	4	1		概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1	1	1		
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	4	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注7)	
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1	1		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	4	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	1		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注9)	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	4	4	1		
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
20	塩素酸(注6)	0.01 mg/l 以下	4	4	(注1)	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4	4			
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4	4			
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	4	4			
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4	4			
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4	4			
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4	4			
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	4	4			
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4	4			
29	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	4	4			
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4	4			
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	1		
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	4	1	1	性状を確認するため行います。(注2)(注5)	
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	1		
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	1		
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	12	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	1	性状を確認するため行います。(注3)	
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	1		
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	1	性状を確認するため行います。(注4)	
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	1		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1	1		
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
45	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	5 mg/l 以下	12	12	12		
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	12	12		
47	味	異常でないこと	12	12	12		
48	臭気	異常でないこと	12	12	—		
49	色度	5 度 以下	12	12	12		
50	濁度	2 度 以下	12	12	12		

- (注1) 消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査を行いません。
(注2) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね3年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、水源及び原水の状況を考慮し、1年に1回または4回行います。
(注3) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですので、1年に1回行います。
(注4) 水源でかび臭が発生するおそれのある期間に行います。
(注5) 過去3年間にわたる検査結果から、給水栓4箇所のうち1箇所です鉄が含まれており、監視の必要があるため鉄の検査を3ヶ月に1回行います。
(注6) 水道法の改正により平成20年4月1日より基準項目に追加された項目です。
(注7) 水質基準に関する省令の一部改正により平成21年4月1日より水質基準に設定された。
(注8) 水質基準に関する省令の一部改正により平成22年4月1日より基準値が変更された。
(注9) 水質基準に関する省令の一部改正により平成23年4月1日より基準値が変更された。
その他の水質検査・・・クリプトスポリジウム等原虫類を原水で1年に1回、指標菌を原水で1年に4回行います。

別紙 4. 水質管理目標設定項目及び検査回数

坂根浄水場

番号	検査項目	目標値	検査回数(回/年)	
			給水栓	原水
1	アンチモン	0.015 mg/l 以下		1
2	ウラン	0.002 mg/l 以下 (暫定)		1
3	ニッケル	0.01 mg/l 以下		1
4	亜硝酸態窒素	0.05 mg/l 以下 (暫定)		1
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		1
6	削除			
7	削除			
8	トルエン	0.4 mg/l 以下		1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/l 以下		1
10	亜塩素酸	0.6 mg/l 以下		
11	削除			
12	二酸化塩素	0.6 mg/l 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.04 mg/l 以下 (暫定)	1	
14	抱水クロラール	0.03 mg/l 以下 (暫定)	1	
15	農薬類	1 以下	1	1
16	残留塩素	1 mg/l 以下	1	
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10 mg/l 以上 100mg/l 以下		
18	マンガン	0.01 mg/l 以下		
19	遊離炭酸	20 mg/l 以下	1	
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下		1
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/l 以下		1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	
24	蒸発残留物	30 mg/l 以上 200 mg/l 以下		
25	濁度	1 度以下		
26	pH値	7.5 程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	
28	従属栄養細菌	2000/ml	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	1	

■ は二酸化塩素を使用していないので検査しません。

15(農薬類)については、5～9月の散布時期に102項目中32項目を、原水と給水栓の2ヶ所で検査します。

28従属栄養細菌 (平成20年4月より追加)

29 1,1-ジクロロエチレン(平成21年4月1日より水質基準を廃止し水質管理目標設定項目に追加)

30 アルミニウム及びその化合物(平成21年4月1日より水質管理目標設定項目に追加)

別紙 2. 水質検査結果 (平成20年度～平成22年度)

吉永浄水場

番号	検査項目	基準値	最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/ml 以下	2	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.0003未満	0.001未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	3.85	0.70	1.89
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	0.09	0.09	0.09
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	0.03	0.02	0.02
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1, 4-ジオキササン	0.05 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	塩素酸	0.6 mg/l 以下	0.16	0.06未満	0.09
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.002	0.001未満	0.001未満
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.004	0.001	0.003
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	0.002	0.001未満	0.001未満
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.010	0.001	0.005未満
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.003	0.001未満	0.002
29	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	0.003	0.001未満	0.001未満
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.021	0.015	0.018
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.03	0.01未満	0.01未満
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	0.06	0.03未満	0.03未満
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.021	0.005	0.009
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	9.0	8.8	8.9
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12.1	6.8	8.7
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	54	34	44
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	117	66	94
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	0.00001 mg/l 以下	0.00001 mg/l 以下	0.00001 mg/l 以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	0.00001 mg/l 以下	0.00001 mg/l 以下	0.00001 mg/l 以下
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l 以下	0.6	0.5未満	0.3
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	7.3	6.5	6.9
47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5 度 以下	1.0未満	1.0未満	1.0未満
50	濁度	2 度 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

別紙 3. 水質検査項目及び検査回数

吉永浄水場

番号	検査項目	基準値	測定頻度(回/年)		設定理由
			給水栓	原水	
1	一般細菌	100個/ml 以下	12	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	4	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	1	1	
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注7)
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注9)
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	4	1	
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
20	塩素酸(注6)	0.6 mg/l 以下	4	(注1)	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	4		
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	4		
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
29	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)(注5)
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	4	1	
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	12	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	性状を確認するため行います。(注2)
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注4)
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
45	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	5 mg/l 以下	12	12	
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	12	
47	味	異常でないこと	12	—	
48	臭気	異常でないこと	12	12	
49	色度	5 度 以下	12	12	
50	濁度	2 度 以下	12	12	

(注1) 消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査を行いません。

(注2) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね3年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、水源及び原水の状況を考慮し、1年に1回または4回行います。

(注3) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですので、1年に1回行います。

(注4) 水源でかび臭が発生するおそれのある期間に行います。

(注5) 過去3年間にわたる検査結果から給水栓2箇所のうち1箇所で鉄が含まれており、監視の必要があるため鉄の検査を3カ月に1回行います。

(注6) 水道法の改正により平成20年4月1日より基準項目に追加された項目です。

(注7) 水質基準に関する省令の一部改正により平成21年4月1日より水質基準に設定された。

(注8) 水質基準に関する省令の一部改正により平成22年4月1日より基準値が変更された。

(注9) 水質基準に関する省令の一部改正により平成23年4月1日より基準値が変更された。

その他の水質検査・・・クリプトスポリジウム等原虫類を原水で1年に1回、指標菌を原水で1年に4回行います。

別紙 4. 水質管理目標設定項目及び検査回数

吉永浄水場

番号	検査項目	目標値	検査回数(回/年)	
			給水栓	原水
1	アンチモン	0.015 mg/l 以下		1
2	ウラン	0.002 mg/l 以下 (暫定)		1
3	ニッケル	0.01 mg/l 以下		1
4	亜硝酸態窒素	0.05 mg/l 以下 (暫定)		1
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		1
6	削除			
7	削除			
8	トルエン	0.2 mg/l 以下		1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/l 以下		1
10	亜塩素酸	0.6 mg/l 以下		
11	削除			
12	二酸化塩素	0.6 mg/l 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.04 mg/l 以下 (暫定)	1	
14	抱水クロラール	0.03 mg/l 以下 (暫定)	1	
15	農薬類	1 以下		1
16	残留塩素	1 mg/l 以下	1	
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10 mg/l 以上 100mg/l 以下		
18	マンガン	0.01 mg/l 以下		
19	遊離炭酸	20 mg/l 以下	1	
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下		1
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/l 以下		1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	
24	蒸発残留物	30 mg/l 以上 200 mg/l 以下		
25	濁度	1 度以下		
26	pH値	7.5 程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	
28	従属栄養細菌	2000/ml	1	
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1	

は二酸化塩素を使用していないので検査しません。

15(農薬類)については、5～9月の散布時期に102項目中32項目を、原水1ヶ所で検査します。

28従属栄養細菌 (平成20年4月1日より追加)

29 1, 1-ジクロロエチレン(平成21年4月1日より水質基準を廃止し水質管理目標設定項目に追加)

30 アルミニウム及びその化合物(平成21年4月1日より水質管理目標設定項目に追加)

別紙 2. 水質検査結果 (平成20年度～平成22年度)

高田浄水場

番号	検査項目	基準値	最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/ml 以下	11	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.0003未満	0.001未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	2.33	0.64	0.64
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.22	0.06未満	0.11
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.006	0.002	0.004
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	0.003	0.002未満	0.002未満
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.003	0.001未満	0.002
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	0.001	0.001未満	0.001未満
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.012	0.005	0.008
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	0.003	0.002未満	0.002未満
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.005	0.002	0.003
29	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.11	0.02	0.06
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	0.04	0.03未満	0.03未満
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.008	0.007	0.007
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	6.5	5.5	6.0
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	5.7	4.3	4.9
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	27	21	23
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	63	47	56
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	0.00002 mg/l 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
42	2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/l 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l 以下	0.8	0.5	0.7
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	6.9	6.6	6.8
47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5 度 以下	3.1	1.0未満	1.0未満
50	濁度	2 度 以下	0.6	0.1未満	0.1未満

別紙 3. 水質検査項目及び検査回数

高田浄水場

番号	検査項目	基準値	測定頻度(回/年)		設定理由	
			給水栓	原水		
1	一般細菌	100個/ml 以下	12	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
2	大腸菌	検出されないこと	12	1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	4	1		安全性を確認するため行います。(注2)(注7)
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1		
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1		
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	4	1		
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1		
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	4	1		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注6)	
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注8)	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	4	1		
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	(注1) 概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
20	塩素酸(注5)	0.6 mg/l 以下	4			
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4			
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4			
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	4			
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4			
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	4			
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4			
29	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4			
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4			
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1		
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1		
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1		
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1		
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1		
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注3)	
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1		
41	ジェオスミン	0.00002 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注4)	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/l 以下	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1		
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1		
45	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	5 mg/l 以下	12	1		
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	1		
47	味	異常でないこと	12	1		
48	臭気	異常でないこと	12	—		
49	色度	5 度 以下	12	1		
50	濁度	2 度 以下	12	1		

- (注1) 消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査を行いません。
 - (注2) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね3年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、水源及び原水の状況を検討し、1年に1回または4回行います。
 - (注3) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですので、1年に1回行います。
 - (注4) 水源でかび臭が発生するおそれのある期間に行います。
 - (注5) 水道法の改正により平成20年4月1日より基準項目に追加された項目です。
 - (注6) 水質基準に関する省令の一部改正により平成21年4月1日より水質基準に設定された。
 - (注7) 水質基準に関する省令の一部改正により平成22年4月1日より基準値が変更された。
 - (注8) 水質基準に関する省令の一部改正により平成23年4月1日より基準値が変更される。
- その他の水質検査・・・クリプトスポリジウム指標菌を原水で毎月1回行います。

別紙 4. 水質管理目標設定項目及び検査回数

高田浄水場

番号	検査項目	目標値	検査回数(回/年)	
			給水栓	原水
1	アンチモン	0.015 mg/l 以下		1
2	ウラン	0.002 mg/l 以下 (暫定)		1
3	ニッケル	0.01 mg/l 以下		1
4	亜硝酸態窒素	0.05 mg/l 以下 (暫定)		1
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		1
6	削除			
7	削除			
8	トルエン	0.4 mg/l 以下		1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/l 以下		1
10	亜塩素酸	0.6 mg/l 以下		
11	削除			
12	二酸化塩素	0.6 mg/l 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l 以下 (暫定)	1	
14	抱水クロラール	0.02 mg/l 以下 (暫定)	1	
15	農薬類	1 以下		1
16	残留塩素	1 mg/l 以下	1	
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10 mg/l 以上 100mg/l 以下		
18	マンガン	0.01 mg/l 以下		
19	遊離炭酸	20 mg/l 以下	1	
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下		1
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/l 以下		1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	
24	蒸発残留物	30 mg/l 以上 200 mg/l 以下		
25	濁度	1 度以下		
26	pH値	7.5 程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	
28	従属栄養細菌	2000/ml	1	
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1	

■ は二酸化塩素を使用していないので検査しません。

15(農薬類)については、5~9月の散布時期に101項目中2項目を、原水1ヶ所で検査します。

28従属栄養細菌 (平成20年4月より追加)

29 1, 1-ジクロロエチレン(平成21年4月1日より水質基準を廃止し水質管理目標設定項目に追加)

30 アルミニウム及びその化合物(平成21年4月1日より水質管理目標設定項目に追加)

別紙 2. 水質検査結果 (平成20年度～平成22年度)

三国東部浄水場

番号	検査項目	基準値	最高	最低	平均
1	一般細菌	100個/ml 以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	0.001未満	0.0003未満	0.001未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1.39	0.42	0.92
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	0.01	0.01未満	0.01未満
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.61	0.06未満	0.24
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.049	0.007	0.024
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	0.022	0.004	0.010
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.002	0.001未満	0.001
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	0.001	0.001未満	0.001未満
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.060	0.013	0.032
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	0.033	0.005未満	0.017
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.01	0.004	0.007
29	ブromホルム	0.09 mg/l 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.006	0.005未満	0.005未満
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.12	0.05	0.08
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.002	0.001	0.002
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	8.9	7.1	8.0
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	0.016	0.001未満	0.005未満
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	11.9	7.6	9.5
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	23	14	18
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	63	31	50
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	0.00002 mg/l 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
42	2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/l 以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l 以下	1.8	0.7	1.1
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	8.0	7.4	7.8
47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5 度 以下	1.1	1.0未満	1.0未満
50	濁度	2 度 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

別紙 3. 水質検査項目及び検査回数

三国東部浄水場

番号	検査項目	基準値	測定頻度(回/年)		設定理由	
			給水栓	原水		
1	一般細菌	100個/ml 以下	12	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
2	大腸菌	検出されないこと	12	1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	4	1		安全性を確認するため行います。(注2)(注7)
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1		
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1		
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下	4	1		
13	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1		
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	4	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注6)	
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)(注8)	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	4	1		
19	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	安全性を確認するため行います。(注2)	
20	塩素酸(注5)	0.6 mg/l 以下	4	(注1)	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4			
22	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4			
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l 以下	4			
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
25	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4			
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l 以下	4			
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4			
29	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4			
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4			
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	4	1		
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1		
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1		
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1		
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1		
37	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注3)	
39	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注2)	
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1		
41	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	性状を確認するため行います。(注4)	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1		
44	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1		
45	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	5 mg/l 以下	12	1		
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	12	1		
47	味	異常でないこと	12	1		
48	臭気	異常でないこと	12	—		
49	色度	5 度 以下	12	1		
50	濁度	2 度 以下	12	1		

- (注1) 消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査を行いません。
 - (注2) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね3年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、水源及び原水の状況を検討し、1年に1回または4回行います。
 - (注3) 過去3年間にわたる検査結果から、概ね1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですので、1年に1回行います。
 - (注4) 水源でかび臭が発生するおそれのある期間に行います。
 - (注5) 水道法の改正により平成20年4月1日より基準項目に追加された項目です。
 - (注6) 水質基準に関する省令の一部改正により平成21年4月1日より水質基準に設定された。
 - (注7) 水質基準に関する省令の一部改正により平成22年4月1日より基準値が変更された。
 - (注8) 水質基準に関する省令の一部改正により平成23年4月1日より基準値が変更される。
- その他の水質検査・・・クリプトスポリジウム指標菌を原水で毎月1回行います。

別紙 4. 水質管理目標設定項目及び検査回数

三国東部浄水場

番号	検査項目	目標値	検査回数(回/年)	
			給水栓	原水
1	アンチモン	0.015 mg/l 以下		1
2	ウラン	0.002 mg/l 以下 (暫定)		1
3	ニッケル	0.01 mg/l 以下		1
4	亜硝酸態窒素	0.05 mg/l 以下 (暫定)		1
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		1
6	削除			
7	削除			
8	トルエン	0.4 mg/l 以下		1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/l 以下		1
10	亜塩素酸	0.6 mg/l 以下		
11	削除			
12	二酸化塩素	0.6 mg/l 以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l 以下 (暫定)	1	
14	抱水クロラール	0.02 mg/l 以下 (暫定)	1	
15	農薬類	1 以下		1
16	残留塩素	1 mg/l 以下	1	
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10 mg/l 以上 100mg/l 以下		
18	マンガン	0.01 mg/l 以下		
19	遊離炭酸	20 mg/l 以下	1	
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下		1
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 mg/l 以下		1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下	1	1
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	
24	蒸発残留物	30 mg/l 以上 200 mg/l 以下		
25	濁度	1 度以下		
26	pH値	7.5 程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	
28	従属栄養細菌	2000/ml	1	
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l 以下	1	

■ は二酸化塩素を使用していないので検査しません。

15(農薬類)については、5~9月の散布時期に101項目中2項目を、原水1ヶ所で検査します。

28従属栄養細菌 (平成20年4月より追加)

29 1, 1-ジクロロエチレン(平成21年4月1日より水質基準を廃止し水質管理目標設定項目に追加)

30 アルミニウム及びその化合物(平成21年4月1日より水質管理目標設定項目に追加)